

霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第 9 期）の策定について

1 策定の趣旨

本県では霞ヶ浦の水質浄化を図るため、湖沼水質保全特別措置法に基づき、昭和 61 年度から「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」を策定し、国及び関係自治体と連携しながら、水質保全対策に取り組んできたところである。

第 8 期計画では、生活排水対策については、下水道等の整備・接続の推進や高度処理型浄化槽の設置促進、工場・事業場排水対策については、霞ヶ浦一般事業場等（小規模事業所）への重点指導、農地・畜産対策については、良質堆肥の広域流通の促進など、浄化効果の高い事業に重点化して水質保全対策に取り組んできた。

しかし、COD は、近年、7 mg/L 台で推移しており、十分な水質改善に至っていないことから、第 9 期湖沼水質保全計画を策定し、着実に水質保全対策を講じていく必要がある。

2 計画の位置づけ

湖沼水質保全特別措置法第 4 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事が指定湖沼の水質保全に関し実施すべき施策に関する計画（湖沼水質保全計画）を定めることとなっている。

また、湖沼水質保全計画において、計画期間、湖沼の水質の保全に関する方針、下水道・浄化槽等の整備など、湖沼の水質保全のための規制、その他湖沼の水質保全のために必要な措置に関する事項などを定めることとなっている。

3 策定スケジュール（案）

令和 7 年 9 月 8 日	環境審議会へ諮問
令和 7 年 9 月～令和 8 年 2 月	霞ヶ浦専門部会における審議（2 回程度）
令和 8 年 5 月～10 月	霞ヶ浦専門部会における審議（3 回程度）
令和 8 年 8 月	環境審議会へ審議状況の中間報告
令和 8 年 11 月	環境審議会へ 9 期計画（案）報告
令和 8 年 11 月～12 月	公聴会の実施、流域市町村への意見聴取、パブリックコメント
令和 9 年 2 月	環境審議会答申 栃木県、千葉県、国交省、環境省との協議
令和 9 年 3 月	霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第 9 期）の公表

「湖沼水質保全特別措置法」（昭和５９年７月２７日法律第６１号）（抜粋）

（湖沼水質保全計画）

第４条 都道府県知事は、前条の規定により指定湖沼及び指定地域が定められたときは、湖沼水質保全基本方針に基づき、当該指定地域において当該指定湖沼につき湖沼の水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画（以下「湖沼水質保全計画」という。）を定めなければならない。

２ 指定地域が２以上の都府県の区域にわたる場合にあつては、関係都府県知事は、その協議によつて湖沼水質保全計画を定めるものとする。

３ 湖沼水質保全計画においては、次の事項を定めるものとする。

一 湖沼水質保全計画の計画期間

二 湖沼の水質の保全に関する方針

三 下水道、し尿処理施設及び浄化槽の整備、しゅんせつその他の湖沼の水質の保全に資する事業に関すること。

四 湖沼の水質の保全のための規制その他の措置に関すること。

４ 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、公聴会の開催等指定地域の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

５ 都道府県知事は、湖沼水質保全計画を定めようとするときは、当該湖沼水質保全計画に定められる事業を実施する者（国を除く。）及び関係市町村長の意見を聴き、かつ、当該指定湖沼を管理する河川管理者（河川法（昭和３９年法律第１６７号）第７条（同法第１００条において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。以下同じ。）及び環境大臣に協議しなければならない。

（以下略）

「水質汚濁防止法」（昭和４５年１２月２５日法律第１３８号）（抜粋）

（都道府県の審議会その他の合議制の機関の調査審議等）

第２１条 都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項については、環境基本法第４３条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べるものとする。

（以下略）